趣　旨）

第１条　この規程は、公益社団法人大和市シルバー人材センター定款第７条に定める会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会費の額）

第２条　会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

（１）　正会員　　年額　２，０００円とする。

（２）　特別会員　　年額　２，０００円とする。

（３）　賛助会員　　一口　５，０００円とする。

２　正会員の新規入会者については、入会しようとする年度に限り、会費は別表に定めるとおりとする。

３　特別な事情により前項によりがたい場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

（会費の免除）

第３条　特別会員の会費については、理事会の承認を得た場合には、免除することができる。

（納入期日）

第４条　正会員は、毎事業年度１回４月末日までに会費を納入するものとする。ただし、新規正会員については、入会承認後１５日以内に会費を納入するものとする。

２　前条による会費の免除を受けない特別会員は、毎事業年度１回６月末までに会費を納入するものとする。ただし、新規特別会員は前条に規定する者を除き、入会承認　後３０日以内に会費を納入するものとする。

３　賛助会員は、毎事業年度１回６月末までに会費を納入するものとする。ただし、新規賛助会員は、入会承認後後３０日以内に会費を納入するものとする。

（委　任）

第５条　この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附　則

この規程は、一般社団・財団法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年６月１日から施行する。

別表（第２条関係）

入会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会費額	２，０００円					
入会月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費額	１，０００円		５００円			